

高橋和巳『墮落』論

——混血と〈捨子〉をめぐるつて——

東 口 昌 央

はじめに

『墮落』は、『文芸』一九六五年六月号に発表され、「単行本として上梓するまでに足かけ四年の歳月が流れ」、大幅な改稿を施されることなく、一九六九年二月二十日に河出書房新社より単行本化された。四年もの歳月を要した理由として高橋は、次の三点を挙げている。まず、「考えつくすべき問題」として「満州」をとりあげたこと。次に、「日本人の昭和の精神史を内部から文学を通して反省し批判するという私自身の意図」。そのため、『墮落』が「より大規模な長篇に拡大されるべき内容をもつてい」たということである。この高橋の自注が、『墮落』を「満州」を生み出した国家への批判、あるいは、戦時体制を払拭しえなかつた戦後社会への批判として読むことを要請するため、先行研究では同じ方向性で（先の批判点を微分化するか否かの相違はあるものの）論じられてきた。

例えば、野間宏は、「青木の破滅への下降の意志」の誕生を「幻の満州国」に求め、「この破滅への意志は自己のすべてをささげつくした国家を刺し貫くことよつてのみ、浮上し、逆転を可能にするものにながいないが、この作品はそれを作品の中に、ほのかに、おぼろげに、小さな炎によつて、照すかたちでおえられている」と述べ、青木と国家の対決の物語と捉えている。また、石本太郎は、『墮落』の主題は、約十五年で滅びた『満州国』が日本人にとつていかなる意味を持っていたのか、ということの問いかけであり、「満州国」が「詮じ詰めれば昭和精神史における天皇制イデオロギーの問題」であるとして、この作品を天皇制批判の物語と見る。さらに、藤井省三は、「満州国」という場にひきつけて作品をとらえ、「満州国に参与した『共犯者』が建国したのが戦後社会であり、満州国とは戦後社会の暗喩であると同時に、戦後社会こそ満州国の陰面に他ならぬ、と狂王青木に告発させて『墮落』という物語」が終えられていくと、戦後社会批判の契機を「満州国」に見出している。

この戦後社会批判について、桶谷秀明と磯田光一は、敗戦という転換点を強調して論じている。桶谷は、高橋が、思想が「無効であったが故に、挫折した過去が、現在、無化され、現在がそれとは一線を劃してあるという忘れっぽい精神の在りようを嫌悪し」、「そういう精神に象徴される戦後の局面への憤怒が『墮落』の一編の中にみなぎっている」として、戦後社会に生きる日本人の〈昭和精神史〉への批判を見出し⁶⁰ていく。また、磯田は、表層的な戦時批判によって、過去を滅却している「戦後社会」に「容認されてしまうような理想が、どうして人間の暗い宿命を支えることができるであろうか」という疑義を提出する。そして、「戦後国家に容認されてしまうことが、そのまま孤独の拡散を意味し、さらにまた叛逆そのものの風化を意味するならば、いったい『墮落』の主人公にとって、『容認された自己』を『容認されない自己』に転化する以外」なく、「自己破壊にも等しい行為におもむき、日常道徳を故意に蹂躪しはじめる」という、青木の理想に着目している⁶¹。

先行研究で述べられる内容には、首肯すべきものが数多く含まれており、『墮落』は（天皇制あるいは「満州国」を包括する）国家そのものへの批判や、否定されたはずの国家の影を引きずる戦後社会への批判として読むことを無視できない。また、『墮落』が国家や戦後体制にのみベクトルを向けているとすることは、高橋が標榜した〈昭和精神史〉における、〈昭和〉という一時期に限定された〈精神史〉に論点が集約されることに通じるだろう。

しかし、それは、〈昭和〉を通過した作品を、過去の事象を描いたものとしてのみ示すことになるのではないだろうか。

そこで、本稿では、先行研究において充分に考察されていない青木の戦後を形成する軸として〈捨子〉について分析を行う。そして、〈昭和〉という過去の事象にのみ眼差しが向けられるのではない、国家と国家権力に携わる人間に対する批判を論理によって成し遂げようとする、論理追求の物語として『墮落』を読み直したい。

一、占領に始まる混血

まず、『墮落』の舞台となる時代状況について述べておきたい。藤井省三は、神戸から東京へ向かう交通手段が特急列車であることから、作品における現在時を新幹線開通（一九六四年十月）以前と指摘する。そして、「東洋第一を誇るダム建設に新しい工法をあみ出した技師たち」が表彰を受けることから、黒部ダム建設が朝日新聞社より朝日賞が授与された一九六三（昭和三十八）年秋としている。この藤井説に、沢田美喜が創設した混血孤児院、エリザベス・サンダース・ホームが、昭和三十七年度朝日社会福祉賞を同年四月に受賞していることを加えておきたい。春と秋という季節の相違はあるが、「楓は散り松は黒ずんでいた」風景が描かれることから、作品が一九六三年秋から始まるという藤井の推定は妥当であろう。

次に青木が兼愛園を創設した時期と背景について考えたい。

青木が兼愛園を設立した時期は、「昭和二十二年春」の引揚げ後「しばらく郷里の中学校」で教鞭をとったが、「神戸をはじめ大都市にあふれる浮浪児たちと、進駐軍のとどまるところに次々と産み落とされては見棄てられる混血孤児を、一力所に収容して保護・教育すること」を決意したとあるだけで、明確にはわからない。そこで、青木に決意させるに至った占領下の混血孤児を取り巻く状況について見ておきたい。

GHOの「非嫡出児の養護」に対する初めての見解が、一九四六年三月四日に出される。その内容は、以下のようなものである。「アメリカ人宣教師キルマー女史は、日本の非嫡出児と未婚の母のために養護施設を作る計画を」公衆衛生福祉局サムズ大佐と協議したが、大佐は「現時点で、占領軍兵士との間に生まれた非嫡出児の数を概算することは不可能」で、「このような児童に養護施設を作る」のに反対した。厚生省葛西嘉資社会局長も「日本では私生児に社会的汚名が貼りつけられることはない」と大佐に同意し、養護施設の必要性を認めなかった。ただし、葛西は、「未婚の母親とその子どもたちの養護は、最近連合国最高司令部から示された福祉・救済総合計画の下で用意されることに同意し」てはいる。GHOは兵士に父親としての役割を引き受けさせる意志がなく、日本政府も混血孤児を「私生児」と見なし、GHOの姿勢を追認したことがわかる。GHOは、公共責任・無差別平等・必要充足を原則とした公的扶助を日本政府に命じた SCAPIN775に

基づく施策により、孤児の保護・養育を指導しながら、混血孤児をその対象としなかった。また、GHOが混血孤児に関して同様の指導を日本政府に行った形跡は認められず、指導されなかったことに従うかのように、日本政府も「私生児」とすることで、混血孤児を保護対象としなかった。

さらに、「非嫡出児」の存在は、米軍上陸以前の一九四五年八月二十六日、政府と業者により特殊慰安施設協会が設置され、「国体維持のために、一般婦女子を守るために、一部の女性が生け、えの子羊として提供された」(傍点ママ)ことに始まるとも言える。にもかかわらず、GHOならびに日本政府が公式に混血孤児に対する公的扶助に乗り出した形跡は認められない。

このようなGHOと日本政府の混血孤児を巡る政策と施行上の矛盾、そこから生じる混血孤児への保護・育成に関する消極性(隠蔽への積極性)を示す事実について、沢田美喜は以下のように記している。昭和二十一年六月の末に、「朝のラジオ・ニュース」で「その晩に生まれた日米混血児第一号誕生」が、「戦後のアメリカと日本の最初の握手」、「太平洋の兩岸を結ぶ愛のしるし」と報道されるのを耳にする。しかし、「太平洋の兩岸を結ぶ愛のしるし」と、混血孤児は見なされず、エリザベス・サンタース・ホーム開園後、GHOからの妨害工作にはあったが、物的援助を公式に与えられることはほとんどなかったと沢田は記している。

これらの事実から、占領後ごく早い時期に、米軍兵士と日本人女性の間に混血児が生まれることを、GHO並びに日本政府が予

想していただけでなく、彼らを「私生児」として社会的に隠蔽していかうとしたことが分かる。また、日本政府は、戦災孤児・浮浪児に対して〈刈り込み〉を行い、保護・育成・更正を目指したが、混血孤児については、彼らを孤児ではなく「私生児」として〈刈り込み〉の対象とはしなかった。

このような混血孤児を取り囲む制度的な矛盾は、『墮落』において、次のように書かれている。混血孤児は「パンパンの児であり、民族の恥であり、布施が何倍かの見かえりの報酬としてかえってくる見込みもな」ために保護されない。さらに、GHOは「五十一パーセント以上のアメリカ人乃至は白人の血の流れていることを証明できなければ、その混血児のアメリカ移民も養子縁組も、さらには出生の事実すら認めなかった」⁽¹⁵⁾。そのため、「あれだけ気前の良い放出物資を与えながら」、アメリカ人と日本人との間の混血児を、「保護すべき人間」と見ず、むしろ兼愛園の活動を妨害する。ここに、「ドイツを降伏させるためには原爆を使わず、もう一押しでついで去る日本の広島と長崎で、それを試みたのと同じ精神が」見出されている。

しかし、ここで示されるGHOの人種差別的発想が問題なのではない。むしろ、青木が戦後気づいた、混血児は民族が違う「男女が愛しあつた結果」生まれたのではなく、「一つの国家が他の国家を武力で征服した結果の産物」ではないかという「単純な事実」を問題としたい。

占領下の混血孤児は、日本の敗北によって生み出されたのであ

り、「パンパン」に代表される、「鬼畜」と見なしていたアメリカ人に詔うかのように振る舞わざるをえない、卑屈さの集積を象徴していたのではないだろうか。また、混血孤児によって露見するのが、敗北、占領、被支配、従属といった事実であるために、混血孤児は「民族の恥」として顧みられなかったのではないだろうか。そのため、昭和三十一年度の経済白書で（もはや戦後ではない）と示され、敗戦という事実が〈過去〉のものとなされた時点で、混血孤児の存在も〈過去〉の枠組みに入れられたのだろう。こうして、「民族の恥」と意識されたために、「本来それをなすべき国家にかわり、戦後処理の一端」である「民族矛盾の問題」に取組んできた、兼愛園と園長である青木が表彰されるのである。このように見捨てられてきた混血孤児が受賞によって漸く〈公認〉されたことは、彼らの存在が十八年かかって発見されたとも言える。

しかし、現実的には、〈公認〉を受けたにもかかわらず、混血孤児たちは孤児院から出れば社会からの差別的な視線を浴び続けた。表彰による〈公認〉の現実が、社会的な受容に繋がらなかったことは、混血孤児がその父の国アメリカと、母の国日本のどちらからも歓迎されなかった存在であり続けたことを示す。特に、移民の国であるアメリカが、先述の優生学的な見地から混血孤児に対する露骨な拒絶を示したことで、多くの混血孤児は日本の社会に適應せねばならなかった。そのため、このような状況へと混血孤児を追いやった父の国アメリカの主導するGHOと、その管

理下で護るべき子を護らなかつた日本政府に対する、青木の憤りは正当なものであつたが、表彰を受ける一九六三年の時点では、その憤りも風化している。

それは、青木が「すべての勝利が正しいとは限らない」ことを自覚していたためだと言えよう。それゆえに、民主主義を広め、人々を軍国主義から拘い上げたにもかかわらず、混血孤児の存在を無視し続けたの正¹⁰と、そこに利害の一致を見て選択としての従属のもとに施策・施行を行った日本政府に対する憤りが持続することはない。つまり、政治の場において表出される言辭の理想的な響きに反し、その実質が己の権勢を拡張しようとする意図が潜むことを、青木は理解していたのである。

アメリカによる占領の目的は、日本が再び世界の脅威にならぬよう民主主義国として再出発させることであつたとしても、それが勝者による占領である限り、敗者は従うしかない。そして、アメリカによつて持ち込まれ、その後も継続された表出される民主主義と、隠蔽される人道に反する事実が同時に共存する不合理に、人々は従わざるをえなかつた。そのような不合理に青木は憤りを覚えたとしても、「混血児にとつては、なんとか既成の民族に融けこみ、国家の枠内にもぐり込むことが先決」であり、また不合理を生産する国家のみが「その存在を保証し、成長を保護する」という現実の前に、国家を糾弾し尽せない。なぜなら、青木はかつて「満州」で、「五族協和」の理想を掲げながら、国家の強権を主張して「青年の野望をそそる最大の対象である国家」に参画

し、開拓移民団において支配を強固にする活動を勤めていたという、言辭とそこに潜む意図の乖離を「満州」において経験していたからである。それ故に、現実の政治のもつて、不合理を甘受せざるをえない民衆の存在が黙殺されることを青木は知っていたのである。

二、「満州」での混血

日本が列強の一員となり、(アジアの盟主)を自称したとき、「侵略を賛美し、同化政策を進め、徴兵や動員を行うには同祖論や混血民族論が便利であつた」ために、混血による同化政策が主張されたことがあつた。同祖論は、朝鮮人と日本人の祖先は共通であることから日本と朝鮮半島を(兄弟)とみなす論拠となり、混血民族論は、日本民族が単一民族でなく、南方や大陸からの渡来人と日本列島にいた原住民とが交雑した結果の産物であるという主張から、日本は古来から異民族を受け入れてきたからこそ、優秀な民族となつたとする。これらの論理が、(アジアの盟主)としての日本を正当化し、「満州」において、(八紘一宇)や(一視同仁)、そして(五族協和)というスローガンに変奏したのである。特に、(八紘一宇)という言葉を作つたとされる田中智字を師とした石原完爾は、満洲事変を画策し、独自の「最終戦争論」と法華経信仰によつて、(八紘一宇)のスローガンを前面に押し出し、「満洲国」建国に努めた。また橋樑は、関東軍参謀本部の方針に

共鳴し、『滿洲評論』などで〈五族協和〉の理論化を推し進め、「滿洲建国の中心的勢力たる日本民族が、其の構成要素たる各民族と個別的に結びつく事」の必要性を訴え、日本の帝國主義政策の論理を結果的に補強していった。

しかし、〈万世一系〉の天皇の赤子である日本人は純粋でなければならぬという論理が、日中戦争前後から台頭し始める。そして、開拓移民団・開拓義勇軍が男性を中心に構成されたために、東宮鉄男によつて一九三二（昭和九）年四月に始められた、「国策花嫁」とも言うべき「大陸の花嫁」のように、日本人同士の婚姻が国家規模で押し進められた。また、民族間の階級差が存在し、日本人が日本人とだけ対等に交わり生活するのが一般的で、劣等民族と見なされていた〈四族〉との混血は考えられなかつたようである。

このような民族を巡る言説が生み出されたなかで、青木は、「村落自治を理想とする」「東洋的自然主義」を棄て、国家社会主義を主張し、「青年の野望をそその最大の対象である国家」への意識に目覚め、〈五族協和〉の理念を掲げ活動した。ここで青木が政治活動をしていた時期には混血は考えられておらず、開拓移民団の指導者であつた時期にそれが表出することに注意しておきたい。

この「滿洲開拓移民団」について作中では詳述されていないが、三つの時期に分けることができる。まず、在郷軍人を中心にした屯田兵的な色合いが強い「試験移民期」（一九三二年〜三六年）、

その成果を踏まえて、「本格移民期」（一九三七年〜四一年）には、一九三六年八月に発表された「二十ヶ年百万戸送出計画」に基づき、「滿洲移民」が国策に位置づけられる。さらに、一九三八年には「農村経済更正運動」と結びついた「分村移民計画」も成立した。この時期の移民は小作農・農村雑業者とその子弟を中心とし、国内経済の疲弊を打開する目的があつた。対米戦争へと突入した「移民事業崩壊期」（一九四二年〜四五年）には、一転して労働者不足により、移民応募者が激減し補充入植が中心となつた。さらに、「滿洲」における準・在郷軍人的な位置づけを与えられた「滿蒙開拓青少年義勇軍」が「義勇軍開拓団」に再編されるなど、「移民事業の実行計画の破綻を繕つてい」つた。青木がどの時期の開拓移民団を指導したのか作中では分からないが、開拓とは名ばかりの国策移民団を指導していたと言えるだろう。つまり、国家主導の移民の目的は、〈五族協和〉という理念に則つたものではなく、軍事的・政治的・経済的なものであり、青木は意識的であれ無意識的であれ、それに加担していたのである。

ただし、敗戦後から初刊発行（一九六九年）の間に記された「滿洲」関係の資料の多くが、「滿洲移民体験者たちによつて語られる『物語』は、彼らの関心にもとづいて、敗戦、難民、引き揚げ体験から構成されて」、他民族に対する視線が欠如した、希望に燃えて滿洲に向かい辛苦を嘗めて引き揚げてきた日本人たちの物語が中心であつた。作中ではこのような事実が具体的に示されていないが、作中の青木の眼を通して「滿洲」での体験に対する

批判的な視線が成立していたことには注目しておきたい。

では、青木は開拓移民団においていかなる活動を行っていたのか。

開拓団員とともに、日々、荒野に鋏を入れ、雑草の曠原に高粱と玉蜀黍をそだてたことは、別段悪ではなかった。日本の青年と満州娘を結びつけ、その結婚の披露宴で挨拶をし乾杯をしたことが、悪だっただろうか。共同生活の中に、自治制をしき、生産消費の共同・共有を考えたいことが罪だっただろうか。

満州で異民族を結びつけようとしていた時には、彼（稿者注・青木）は東亜の（盟主）なる日本人の一員であったゆえに、その単純な事実には気付かなかつた。だが、敗者の側に立つたとき、男と女との——個々の事件は必ずしも強姦というかたちをとったわけではない交媾にすら、内に支配し外に闘いある国家の影が覆いかぶさっていることを知らねばならなかつた。

まず、この引用箇所において、「共同生活の中に、自治制をしき、生産消費の共同・共有を考え」、異民族間の婚姻を奨励した青木が、〈五族協和〉の論理を実現すべく行動したことに對して、回顧録などが中心だった時期に、「満州」で日本人が生きていたこと自体に、自己の権力を拡張しようとする国家の存在を強く意識した点を指摘しておきたい。また、〈協和〉を指す混血の推

進は、日本人／中国人・満州人の関係性が移民団の中での支配／被支配の関係性を隠蔽するものでしかなかったことに、青木は戦後の占領によって気づいたことも指摘しておきたい。換言すれば、開拓移民団での「共同生活の中に、自治制をしき、生産消費の共同・共有を考え」たとしても、それは国策に回収されるものでしかなかったのである。

次に、「青年の野望をそその最大の対象である国家」での政治活動を青木が放棄し、先述の「開拓団員」との「共同生活」に可能性を見出したことに注目したい。青木は「自己が抱懐する觀念」「みずからの論理」を実現させるという「悪魔的な誘惑」にかられ、強力な統一国家の統括によつて「満州」の現地民たちを取り囲む搾取・抑圧構造である「重層的な矛盾」の「解決」を果たすという国家社会主義を標榜した。これは、〈上意下達〉による理念を手段とした野望実現の方法と言えよう。しかし、「統制能力のある大学出」の官僚たちが建国後本国から送り込まれ、青木は野に下つていく。そこで見出されたのが、〈五族協和〉という理念である〈上意〉を直接〈下〉に浸透させる、開拓移民団という手段であつた。

この〈五族協和〉の具現である開拓移民団は、国家目的によつて送出（創出）され、「満州」に根を下ろせていなかった。したがつて、移民団を「満州」に定着させるために、日本への郷愁を持つ日本人ではなく、「満州娘」と結びつけることが必要だと青木は考えたのである。そのため、「日本人と満州人やシナ人を結

ひつけようとやっきになつていた。日本の青年と満州の娘、シナ人と日本人……』とあるように、青木は異民族間での婚姻を奨励した。青木は、異民族間での婚姻によつて異民族を結びつけることで、「みずからの論理」を実現させようとし続けたのである。換言すれば、青木にとつて開拓移民団とは、「みずからの論理」を小規模ながら実現させる場であり、戦後、混血孤児が国家間の支配／被支配の関係によつて生み出されたという認識の根源なのであつた。

三、〈捨子〉をめぐる論理

「満州」での混血と占領に始まる混血が示す現実は大きく異なるが、そこに共通して見出されるのは、国家に関わる問題であつたことは先に述べた。『日本の青年と満州の娘、シナ人と日本人……混血で平和が築けるかどうかはしらんが、満州で意図して失敗したことが、亡国の日本では目のそらしようのない現実だつたわけだろう』と推測される兼愛園の存在は、国家と密接に繋がつていく。

「戦争によつて社会に投げだされた戦災孤児、占領によつて生み出された混血児が現在どのような状態におかれているかは、すでに御承知の通りであります。

(中略) 半ばはその両親の罪であるとはいへ、かつて国家が

徴兵徴用の権利によつて親を子よりひきはなし、さらに国家が無条件降伏して異国の兵の進駐を招いたのである以上、戦災孤児や混血児は本来、国家が養うべき責任を持つものであります。(中略) 国家は自らに叛く者を弾圧する権利をもつことを冷徹なる権力の論理として認めますが、その叛逆者すら、自らの子と観ぜられた明治天皇の御心がまことでありますならば、神聖不可侵の者より国家の象徴に転ぜられたといへ、この孤児も混血児も、国家の子、天皇の子であるはずです。しかも、戦争の惨禍を受けた国民も、戦争によつて産み出された孤児、混血児も決して叛逆者ではありません。ただただ、その犠牲者であり、ひたすら救いの手のさしのべられるのを待つ、か弱い存在であります。もし、それをもし見棄てられるならば、為政者は、自らの説かれた論理によつて、直系卑属の殺害者として告発されることを認められねばなりません……」⁽²⁾

「全額国庫の緊急援護費」を請求するために青木が書いたこの文書は、「ほとんど国家に向けた脅迫状」であつた。また、この内容は、青木が「『ここにいる目玉の青い子供たち、髪の毛のちぢれた子供たちには半ばあなたと同じ血が流れている。これらの子供たちを見棄てておいて生涯アメリカを憎みつづける人間に育てたいか』とアメリカ軍将校を「ゆする」ように苛立ちをぶつけた姿に重なる。青木は、⁽³⁾にも、厚生省にも「自らの説

かれた論理によつて、直系卑属の殺害者として告発されることを認められねばならぬ」と論理的な不整合を指摘し、国家権力側が用いた論理を国家権力に突き返し、その論理矛盾を（告発）するのである。しかもその（告発）は、兼愛園運営の資金を獲得するためであり、人道的に考えれば何ら否定的に見る必要はないだろう。

しかし、青木の論理的整合性をもつ訴えが、戦争の「犠牲者であり、ひたすら救いの手のさしのべられるのを待つ、か弱い存在」を見棄てること（捨子）全てに通底するのを忘れてはならない。そのため、見棄てた者は「直系卑属の殺害者として告発」（傍点稿者）を免れない。しかも、その（告発）は法による裁きを必然とする告発ではなく、人間の精神に対する（告発）であり、青木隆造をも指弾する可能性を持つ点で意味深長なものとなる。ただし、青木はすでに「告発」されていたと言ふべきだろう。それは、敗戦後の「満州」からの逃亡のなかで開拓移民団とともに妻を見棄てた青木が（捨子）をなし、「直系卑属の殺害者」となつていたからである。

青木を待つという姿勢だけで辛うじて正常さを保つていた妻は、失つた二人の子供を歎きながら、しかし同じようには歎かない夫に暗い疑惑の目を注ぎつつ、やがて気がふれていつた。

青木は、かつて自分だけは生き残ろうと、「弾丸がとんでくるかどうかを確かめるために」、「その橋を子供に渡らせ」「小さく二人の名を呼び、そして——二人の声を合わせた泣き声を聞きながらひとり逃げた」。二人の子ともを見捨てた青木は、妻の「暗い疑惑の目」とそれに続く発狂、さらには精神病院の病室での彼女の行為（「子供用の手袋や靴下をつぎつぎと毛糸で編んで」「もう三度は編まれそしてほどこれた」）によつて、十六年間（罪と罰）を意識しつづけて生きてきた。それゆえに青木は、内地帰還後を「懺悔の日々」とし、兼愛園開設後は、「みずから選んだ罰として一切の快楽を断ち」、自らの（捨子）を贖うべく、混血孤児という新たなる（捨子）をすくい上げ育ててきたのである。したがつて、兼愛園は、青木の言うように「この世のためを思つてした行為」の上で成立していたのではなく、（罪と罰）によつて初めて成立するものであった。その点で、現実の混血孤児院であるエリザベス・サンタース・ホームの出發とは大きく異なつており、單純に慈善事業として表彰されるべきものではなかつた。だからこそ、青木は表彰において秘めていた「満州」を暴露され、「理想」という言葉によつて「満州」からの一貫性を指摘され、評価されることに、「内部に見極めがたい曠野のイメージと、喪つた時間の痛み」を覚えるのである。この「満州」との連なりによつて、「政治的人間として滅びたがつていた」自己が、（罪と罰）の生活の中で政治性という意味において「形骸」と化したことを評価されることに、「悪意」と「虚偽」を感じたのである。

ここで、青木と国家は「共通の罪」を持つことで同じ地平に立つとも見える。しかし、開拓団と妻を見棄て、二人の妻子を見殺しにしたとはいえ、関東軍が「満州」からの敗走時に開拓移民団を見棄てて撤退したために、青木自身も国家に見棄てられていたと言える。また、開拓移民団を見捨てたという点では、関東軍（国家）——開拓移民団という構図と、青木——開拓移民団と妻子という構図に重ね合わせることができ、国家と青木を並置できる。しかし、国家は「直系卑属の殺害者として告発」されなかったのに対し、青木は自らの罪を〈告発〉され、「懺悔の日々」を生きてきた点で大きな相違を見せる。さらに、青木は戦後自らを律して「道徳」的に生きてきたが、国家は自らを顧みなかった点でも、大きな隔たりを持つ。

国家には必ずしも道徳は必要ではないが、共同体には道徳は必須である。国家を指導する元老や政客や軍人は妾を囲い、美人の膝を枕にしてもよいが、開拓団や混血孤児収容施設の指導者は常に厳しく独居をも慎まねばならない。権力によって住民に命令する組織と、人格によって人を感化する組織は、その法則を異にする。

国家は「道徳」を犯そうとも「告発」されることはない。（国家権力の一翼として機能する個人にも、同様に「道徳」は求められない。）それは、青木が「満州開拓移民団」や兼愛園で「道徳」

的であったのとは対照的である。国家や国家人は「道徳」を顧みないにもかかわらず、〈告発〉されることなく権力を維持しつつける。このことに青木は反発し、国家を脅迫することで「国家に背」くのであった。これが、先の脅迫まがいの請願書へと至るのであった。

しかし、この請願書も、青木が二人の女性を踏みじったことで、異なった様相を見せ始める。青木は兼愛園を去る前にこの請願書を目にし、兼愛園を燃やすためにそれに火をつけようとする。それは、「政治的人間として滅びたがっていた」自己が、内部の「満州」を媒介として再起した結果、青木の中でくすぶりつつける「夢の片鱗」によって、厳しく「道徳」を守り、自身を律した生活を覆してしまうからである。そして、「政治的人間」としての自覚による「道徳」の放棄により、文書と自らの行動が整合せず破綻を来していることを隠蔽しようと、青木は請願書に火をつけ、兼愛園を焼き尽くそうとするのであった。このように、自らが作りあげた「花園」であり「王国」である兼愛園を、「満洲国」同様に滅ぼそうとする青木には、〈権力者〉の相貌が備わっていると言える。

しかし、自らが脅迫まがいに書き記した文書は、青木の火を受け付けず、兼愛園は焼け落ちることなく存続する。自らは、「権力への意志を、内に断念し、〈捨子〉に対する罰を受け、罪を償い続けてきたにもかかわらず、国家は〈捨子〉に見向きもしない。このような状況に、「糾弾する権利」はなくとも憤りを覚えてい

たからこそ、青木は先の文書を書き記し脅迫することができたのである。しかし、彼は再び「道徳」を踏みにしり、二人の女性の人生を狂わせたことで、「道徳」を顧みない国家と重なり合い、請願書が青木をも「告発」の対象とすることが可能になる。そして、請願書はマツチの火を受け付けず、その字句は青木をも「告発」し、青木の眼に〈告発〉の二文字を焼き付けるのである。

こうして、「道徳」を踏みにした結果、〈捨子〉という「共通の罪」を築いた青木と国家並びに「この国の指導者、立法者、行政者、そして司法者たち」が、「直系卑属の殺害者として告発される」。ここで、「形骸」と化し戦後が一貫して「虚無」だったと捉えた青木は、内部に「夢の片鱗」を抱きながら、「権力への意志を、内に断念」しきれなかった、「自己の論理」を実現させるべく国家権力に参画した「政治的人間」としてのあり方を再確認する。兼愛園は「道徳」を要求する場であるために、再び「道徳」を踏みにした青木にとつて、自らが創設者であったとしても帰る場所ではなくなると同時に、新たな政治活動（国家と「この国の指導者、立法者、行政者、そして司法者たち」への「告発」）を目指して、自らの「言葉をまさぐり、反芻」し続け、「政治的人間として滅」ぶことを選ぶのである。ここに至つて、青木は自らの〈捨子〉を明らかにし、自らの有罪性によつて他者の有罪性をも認知させようとする。つまり、〈捨子〉の罪を意識し償うこともなかった国家と、「この国の指導者、立法者、行政者、そして司法者たち」との「共通の罪」である〈捨子〉をめぐる、論

理の上で心中するのであった。

こうして、「墮落」とは、「道徳」を踏みにしり顧みないことだけでなく、「政治的人間」として「自己の論理」を実現するための闘争の場へと回帰することを意味する言葉となり、自己否定とともに、他者を糾弾するという全否定を目指した青木の態度においては、新たな戦いの始まりを示す言葉となる。しかし、国家による権力の表現の一つである監獄の中で、看守に反発することが、「無駄だ！無駄であることは、解りすぎるほど、解っていた」という言葉によつて、国家権力への戦いが観念的なものであり、現実には「無駄」なことではないことが露になる。それを強調するかのように、作品は、「おい、どこへ行くんだ老いぼれ、そつちじゃない、こつちだ」という看守の言葉で終えられ、「政治的人間」ではなく、単なる「老いぼれ」として処理されていく青木の姿が浮き彫りにされる。

つまり、青木の目指した戦いそのものが無効であり、個人の力では覆すことのできない現実、論理など顧みられることのない趨勢に呑み込まれる現実が、強く表出されている。こうして、青木の政治活動が「満州」と同様に潰え去ることが暗示されるとともに、論理の整合性を求め、観念上の政治闘争を志向することが、現実に対して無効でしかないことを示唆して作品は終わる。論理的整合性に基づく国家ならびに「この国の指導者、立法者、行政者、そして司法者」への指弾では変革は起こりえず、掲げた理念も現実との結節点を見出さねば形骸化するしかない。それゆえに、

青木もその道程を自らが辿ることで、自己の観念と理念の無効性を露にするのであった。だが、青木の新たな「自己の論理」が現実的には無効であったとしても、国家ならびに「この国の指導者、立法者、行政者、そして司法者」を論理矛盾・論理的非一貫性によって批判する以上の批判はありえず、自らの〈捨子〉における矛盾を自己告発することで、同じ罪に問われるものをも告発しようとする点に、「政治的人間」の新たな可能性、論理的整合性によって指弾しようとする志向が内包されているのである。

注

- (1) 高橋和巳「あとがき」(『墮落』一九六九年二月二十日 河出書房新社)
- (2) 注(1)に同じ
- (3) 野間宏「新しい二つの破滅物語」(『高橋和巳作品集』第五巻 卷末論文 一九七〇年五月二十五日 河出書房新社)
- (4) 石本太郎「高橋和巳『墮落』論―あるいは〈満州国〉ノート―」(『論究』第二号 一九八一年八月)
- (5) 藤井省三「暗喩としての満州国 高橋和巳『墮落』の構造」(『文藝』一九九一年 秋季号)
- (6) 桶谷秀昭「述志―運命への問い」(『文芸』臨時増刊号 一九七一年六月)
- (7) 磯田光一「有罪性、希求の文学」(注(6)に同じ)
- (8) 注(5)に同じ

- (9) 沢田美喜は、三菱財閥の創始者である岩崎弥太郎の孫娘であり、外交官沢田廉三夫人として、海外でも活発な活動を行った人物である。戦後接収された大磯の別荘を買い戻し、そこで昭和二十二年二月にエリザベス・サンダース・ホームを設立した。
- (10) 連合国最高司令官総司令部公衆衛生福祉局、一九四六年三月四日付け記録用覚書(財団法人社会福祉研究所『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』一九七八年十二月三十日発行、引用は翌三月十日改訂版による)

(11) 注(10)に同じ

(12) 村上貴美子『占領期の福祉政策』(一九八七年七月一五日 勁草書房)

- (13) 沢田美喜『黒い肌と白い心』(一九六三年十月二十日 日本経済新聞社)。『墮落』においても、この事実は青木の口から、「『占領軍は混血児の存在そのものを伏せようとして、手をかえ品をかえて弾圧してきたからね。(中略)一人二人ものわかった将校がいて、威嚇するように説得すれば、すぐその将校は沖縄や朝鮮へ転任になった。兼愛園のことを記事にした神戸新聞の記者は何者かの圧力によって誠に、混血孤児は太平洋を越える愛の架橋などと甘ったるいヒューマニズムを宣伝したNHKのアナウンサーも翌日に臆首された」とされている。占領下の社会において混血孤児を認知することを○五〇が忌み嫌っていたことが伺える。

(14) 村上は前掲書において、中川望が「回想録」(『児童福祉三〇

- 年の歩み』厚生省児童家庭局編 一九七八年)のなかで、「占領期間中は、占領軍に対する考慮からこの問題は広く一般の問題まで波及せず、一部の篤志家の対策に委ねられていたが、独立後、先ずジャーナリストがこの問題を大きく取り上げ、本年これらの混血児が小学校入学の問題が生じる機会に、社会の関心事までになるに至る」と述べているのに注目し、混血孤児が「裏面でひたかくしに埋没されていた」状況を指摘している。
- (15) 沢田前掲書にも同様のことが記されている。
- (16) 小熊英二『単一民族神話の起源(日本人)の自画像の系譜』(一九九五年七月十日 新曜社)

- (17) 橘樸「協和会と民族政策」(初出、『アジア問題講座』第三冊「政治・軍事篇(三)」昭和十四年八月、引用は『橘樸全集』第三卷「アジア・日本の道」一九六六年八月十日 勁草書房)
- (18) 陳野守正『教科書に書かれなかった戦争PART12「満州」に送られた女たち―大陸の花嫁』(一九九二年七月二十日 梨の木舎)

- (19) 浅田喬二「満州移民論考一 満州農業移民政策史」(山田昭次編『民衆の記録6 満州移民』一九七八年五月二十日 新人物往来社)

(20) 注(19)に同じ

- (21) 蘭信三「満州移民の民族体験と民族意識」(『満州移民』の歴史社会学)一九九四年二月二十八日発行 行路社)

(22) この引用部に見える天皇制については稿を改めて論じるべき

であるが、昭和天皇が当時の天皇であるにもかかわらず、明治天皇を示すことに注意したい。明治以降、ひとたび国民を(赤字)と見なす論理が提示されたことで、青木は、その論理を戦後にも適応させようとしていることを指摘しておきたい。

付記 テキストは『高橋和巳全集』第四巻(一九七七年七月十五日 河出書房新社)を使用した。

(どうこう・まさてる 本学大学院博士課程)